

企画競争説明書

業務名称： ウガンダ国道路整備・維持管理能力向上アドバイザー
一業務

調達管理番号： 20a00896

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」 とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2020年12月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年12月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウガンダ国道路整備・維持管理能力向上アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2023年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 大久保 崇 (Ookubo.Takashi@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ 第1チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

なお、本業務については特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年12月25日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年1月7日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月15日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 UGX1=0.0283 円
 - b) US\$ 1 =104.156 円
 - c) EUR 1 =124.578 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目

及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／道路整備・維持管理計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年2月3日(水)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp **(※アドレス変更)**)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎたの申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路整備・維持管理分野に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難になる¹可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路整備・維持管理計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路整備・維持管理計画）】

a) 類似業務経験の分野：道路整備・維持管理政策もしくは計画策定に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国

¹ 2020年12月7日現在、ウガンダへの渡航再開は行われているが、カンパラまで1日で移動が可能な範囲にのみ居住を認めるといった制限も課されている。今後、新型コロナウイルス感染拡大により、渡航が不可となる可能性もあるため、最新状況については、密にJICAと調整すること。

- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	()	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／道路整備・維持管理計画	(50)	()
ア) 類似業務の経験	20	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5	
ウ) 語学力	8	
エ) 業務主任者等としての経験	17	
オ) その他学位、資格等	—	
② 副業務主任者の経験・能力：	—	()
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) 業務主任者等としての経験	—	
オ) その他学位、資格等	—	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(0)	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	

以上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

東アフリカの内陸国であるウガンダは、ルワンダ、コンゴ民主共和国、南スーダンの周辺内陸国・地域からケニア、タンザニアのインド洋沿岸国へつながる要所としての役割を占めている。これらの周辺地域・国と経済圏としての結びつきが強化されており域内貿易が活発化していることから、域内の道路網の整備は地域全体の課題である。また、当国国内では、約20,854kmの国道、約38,603kmの地区道路、約19,959kmの都市道路、79,947kmのコミュニティアクセス道路、総延長159,366kmの道路網が広がっているが、ウガンダ経済改革政策である「Vision 2040」では、標準軌鉄道による鉄道システムの整備を重要方針の一つに掲げているが、その整備は遅れており、国内における輸送手段の約96%を道路輸送に依拠している。国の輸送と社会経済活動が主に道路ネットワークに沿って実施されており、それゆえ道路の十分な維持管理と改良作業が継続されることが必要不可欠である。他方、大部分の舗装国道は1986年以降建設され、道路の老朽化が進む一方、舗装率は全体の4%にとどまっており、円滑で健全な社会活動を実施する上では、道路網の健全な維持管理が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、2012年にウガンダ政府は中国輸出入銀行から約1億USドルの融資を受けて1,405台を超える道路機材を中国から調達し、適切な地方道路建設および維持管理を実施するために地方行政機関に分配した。続いて2014年、ウガンダ政府は国際協力銀行から178億円の融資を受けて、より頑丈な道路機材1,152台（道路機材650、車両502）を日本から調達し、機材は基本道路の維持管理活動を行うために地方行政機関に分配された。

しかしながら、地方行政機関では、熟練した道路管理技術者の数が限られていること、機材・プラントオペレーターの技術レベルが低いことなどから、これら機材は有効活用されていない。地方自治体の道路状況を適切に維持管理し、継続的に改善するためには、道路管理技術者やプラントオペレーターのこれらの機材の活用をした道路維持管理技術を向上させる必要がある。

かかる背景を踏まえ、当国政府は、道路建設および維持管理に関する政策及び計画策定能力の向上、道路建設及び維持管理システムの改善、並びに、道路機材の適切な利用のための人材育成を目的とした技術協力個別案件（専門家）の要請を日本政府に対して行った。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

当国内の道路整備や維持管理に従事する人材の道路整備や維持管理に関する能力が向上する。

(2) プロジェクト目標

公共事業省職員（技術者、整備士または技能者、プラントオペレーター）の道路整備および維持管理分野に関する能力が向上する。

(3) 期待される成果

成果1: 公共事業省(MoWT)の道路整備および維持管理に関する政策策定、計画策定、予算編成等に関する改善案が提言される。

成果2: MoWTの道路整備および維持管理システム(道路機材の効果的な活用を含む)が改善する。

成果3: 道路整備および維持管理機材を通じてMoWTの道路技術者、道路機材のオペレーターおよび整備士等の能力が強化される。

(4) 活動の概要

活動1-1: MoWTの道路整備および維持管理に関する政策策定、予算編成、計画策定等に関して現状把握、課題分析を行い、改善に向けた助言、提言を行う。

活動2-1: MoWTの道路整備および維持管理システム(道路機材の効果的な活用を含む)に関して、現状把握、課題分析を行い、同システムの改善に向けた指導、助言を行う。

活動3-1: 当国の道路整備および維持管理を担う人材(道路技術者、道路機材のオペレーターおよび整備士)や道路整備や維持管理機材に関する機材の利用や管理状況に関して現状把握、課題分析を行い、これらの人材に対して適切な活用、管理に向けた指導、助言を行う。

活動3-2: 3-1の活動を通じて抽出された課題を踏まえ、今後の改善計画を策定する。

(5) 対象地域

MoWT及び中央整備工場 (Central Mechanical Workshop)

国内各地の整備工場 (Regional Workshops)

(6) 関係官庁・機関

公共事業省 (Ministry of Works and Transport)

3. 業務の目的

「道路整備・維持管理能力向上アドバイザー業務」に関し、当該プロジェクトに係る業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

(1) 本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がウガンダ側関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 報告書等」に示す報告書等を作成し、ウガンダ側関係者に説明・協議の上、提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) ウガンダ側のプロジェクト管理体制

本プロジェクトのウガンダ側のカウンターパート（カウンターパート（以下、「C/P」）として、MoWTの主任機械技師（Chief Mechanical Engineer）をメインカウンターパートスタッフに、機械技術局（Department of Mechanical Engineering Services）局長補佐、県・都市道路（District and Urban Roads）局局長補佐、政策分析（Policy Analysis）局局長補佐、地域整備工場担当者を主任機械技師のアシスタントとして配置予定である。

なお、MoWT(HQ)及び中央整備工場内における機材の日々の修理や運用を行う機械技術者、整備士、オペレーター等のスタッフは以下の通りである。

No.	分類	資格	人数
1	機械技術者	機械工学学士	6
2	フォースアカウント担当者	土木工学学士	4
3	フォースアカウント現地技術者	土木工学学士	4
4	技能者	機械技術高等／通常課程修了	6
5	職人／整備士	免許	39
6	機械オペレーター	免許	30

首都のカンパラにある中央整備工場に加えて、公共事業省が所管する地方の整備工場（Regional Workshops）が、Bugembe（Jinja District）、Mbarara（Mbarara District）及び Gulu（Gulu District）の3箇所に存在している。Bugembe整備工場は国内の東部と中央地域における地方政府（Local Government）が所有する道路整備・維持管理機材の維持管理を、Mbarara 整備工場は西部と南西地域を、Gulu整備工場はウガンダの北部と北東地域をカバーしている。

(2) オフィススペースについて

プロジェクトチームの執務スペース・基礎的なオフィス家具は、本プロジェクト開始までにMoWT敷地内にある中央整備工場内に用意される予定である。

(3) C/Pのオーナーシップの確保

受注者は活動において、ウガンダ側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。加えて、C/Pとの面談やC/Pの課題内容を発表する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P内での理解促進を図るとともに、TOTの実施によりC/P内に人材育成へのイニシアティブを醸成する。また、必要に応じて次回派遣時までの課題を設定するなどよりノウハウが定着するような工夫をするものとする。

(4) Training of Trainers (TOT)の実施

成果2の道路建設及び維持管理システムの改善や、成果3の道路建設および維持管理機材の活用に関する能力向上のための活動に関して、本業務の専門家が講師となり、セミナーやワークショップなども含めたTraining of Trainers (TOT)を実施し、地方政府や地方の整備工場の機械技術者、整備士、オペレーター等への活動の効

果が持続的に波及することを想定している。

なお、セミナーやワークショップの実施は、基本的にはウガンダ側C/P施設・設備やJICA施設・設備を活用して実施することを想定し、ウガンダ側のC/Pや参加者に必要な経費（交通費、日当・宿泊費等含む）はウガンダ側で負担することを想定しているが、セミナーやワークショップ開催に必要な経費や費用があれば、本見積にて計上すること。なお、セミナーの開催頻度、規模は、20名×1日～2日程度×5回程度を想定している。また、セミナーやワークショップでは、新型コロナウイルスの感染が沈静化しない状況で実施される可能性もあるため、セミナーやワークショップにおける新型コロナウイルスの感染対策に関してプロポーザルにて提案すること。

(5) 次期 JICA の協力の提案

業務の活動を通じ、必要に応じて、本業務終了後の道路維持管理分野における JICA の協力方針・内容案、アプローチ、スキーム等について提案すること。検討に際しては、先方政府関係機関や JICA（アフリカ部、社会基盤部、ウガンダ事務所）とも密に意見交換、調整を行うこと。

6. 業務の内容

(1) ワークプラン案の作成及び確定

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。合わせて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案（和文・英文）を作成し、JICAと共有する。

現地業務開始後にワークプラン案をC/P機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行い、一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でC/P等と合意し、ワークプランを確定する。

(2) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。報告書の内容についてはC/P等に説明し、合意を得た上で、JICAウガンダ事務所に提出すること。

(3) 各成果に対するねらいと留意点

上記2.(3)で言及した各期待される成果のねらいとしては以下の通りである。以下のねらいに留意し、C/P機関と協働して各期待される成果の達成に向けて活動を実施すること。

成果1に係る活動

ウガンダ政府は近年、国家予算を道路インフラ整備に対する予算は増加傾向²にあるが、当国における道路網も拡充する中で、道路インフラの開発と維持管理に十分な財源が確保されていない。こうした中、当国政府の道路整備や道路

² 当該セクターへの資金拠出は、2008/09年度から2017/2018年度の間に、1兆3,680億ウガンダシリングから4兆5,340億ウガンダシリングと増加

維持に関する政策や計画や実施に係る現状把握や課題を抽出した上で、MoWTの道路建設および維持管理に関する適切な政策・計画策定、また予算編成に関する能力向上を実施し、より効果・効率的な道路維持管理のための支援、助言を行う。

成果2に係る活動

MoWT内及び関係機関における道路整備及び道路維持管理の組織体制や人員配置等、また、道路建設及び道路維持管理に関する業務のワークフローや道路建設及び道路維持管理機材に関する活用状況等の現状把握、課題分析を行った上で、関係機関における業務の実施体制、また、PDCAサイクルを通じた業務の実施（道路機材の効果的な活用を含む）に関する改善のための支援、助言、OJTを通じたTOTとセミナーやワークショップの実施により、地方における道路維持管理の人材育成の波及に努める。必要に応じて、業務ワークフローの改善案、業務マニュアル案等の作成を検討する。

また、MoWT内にある既存の道路整備及び道路維持管理に関するデータベースについて運用状況や課題点を確認し、データベース改善のための提言を行う。

成果3に係る活動

MoWTや関係機関の道路技術者、道路機材のオペレーター、整備士等の技術職員、また、既存の道路整備及び維持管理機材の活用や管理状況について現状把握・課題分析を行った上で、道路整備及び維持管理機材の適切な活用や管理方法に関してセミナーやワークショップ（TOTを含む）、またOJTを通じて指導、助言を行う。また、これらの道路整備及び維持管理機材の適切な活用や管理に関する活動を通じて課題や改善点を抽出し、今後の改善計画を策定する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要部数は別途用意すること。

報告書等	時期等	言語・部数
ワークプラン	業務開始時	和文2部 英文6部
現地業務結果報告書	各派遣時	和文2部 英文6部
プロジェクト事業完了報告書	業務終了時	和文3部 英文7部 CD-R和文2枚 CD-R英文3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。各報告書の記載項目（案）は、JICAと受注者で協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援した以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

- ・業務を通じて作成した業務マニュアル、ガイドライン、道路機材管理台帳等

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2021年3月に開始し、2023年3月までの24ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。2021年3月に国内業務にて資料収集、ワークプランを策定したのち、2021年4月頃³に最初の渡航を実施し、各成果における現状把握・課題分析、また詳細な業務計画の策定。その後、2023年2月頃までに、約3～4か月おきに、各業務団員につき3～4回程度の渡航⁴し、各成果達成に向けたOJTにおける技術指導やセミナー等の開催を想定している。一方で、より適切な渡航回数や渡航時期があればプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

受注者の業務量は全体で約14M/Mを目途とする。

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認められる。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任者／道路整備・維持管理計画（2号）
- イ) 道路整備・維持管理機材指導

3. 相手国の便宜供与

（1）C/Pの配置

（2）事務所スペースの提供

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

本プロジェクトに関する以下資料をメールに添付して配布する。希望者は、社会基盤部運輸交通グループ担当（小園）（03-5226-8129）まで連絡すること。

- 要請書
- 道路整備・維持管理機材リスト(MoWT提供)
- JICA安全対策措置（ウガンダ）

³ 新型コロナウイルス感染状況によるJICAの渡航方針により、渡航制限がかかる可能性もあるため、渡航時期に関しては、JICAの渡航方針や条件等を踏まえつつ、JICAと事前に調整を行うこと。

⁴ 業務従事者「業務主任者／道路整備・維持管理計画」に関しては、渡航回数4回（最初の渡航を含む）・現地業務日数30日程度／回、業務従事者「道路整備・維持管理機材指導」に関しては、渡航回数5回（最初の渡航を含む）・現地業務日数45日程度／回を想定している。

【閲覧資料】

➤ National Development Plan III

http://www.npa.go.ug/wp-content/uploads/2020/08/NDPIII-Finale_Compressed.pdf

5. 業務用機材

本プロジェクトでは、供与機材の調達は想定していないが、業務の実施に必要な資機材が想定される場合には、受注者は、その調達に必要な費用を本見積りに計上すること。資機材の購入方法等は、「コンサルタント等契約における機材調達・管理ガイドライン」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201706_guide_01.pdf) (2017年6月)に従うこと。また、資機材の仕様については、ウガンダの事情に則し、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において供与機材を調達する場合は、受注者が輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、受注者がウガンダに持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

6. 現地再委託

本業務では現地再委託を想定していないが、コンサルタントは業務内容を踏まえ現地再委託等が必要と考える場合にはプロポーザルにおいて提案できるものとする。

現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行う。

現地再委託等を想定する場合、プロポーザルにおいて可能な範囲で、現地及び第三国での再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地及び第三国の業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、提案する現地再委託については本見積りとする。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

(2) 安全管理

本業務の従事者は、ウガンダにおけるJICA安全対策措置（配布資料）や新型コロナウイルス感染症流行下における海外渡航行動規範に基づき安全管理に十分配慮した行動・対応を行うこと。現地の治安状況については、ウガンダ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) (2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定している。

(5) ウガンダ事務所報告

本業務に関して、各現地活動後にウガンダ事務所に活動報告のため立ち寄ること。また、現地日本大使館への報告も有り得るため、その際はウガンダ事務所の指示に従うこと。

以上